

反戦・平和
人権 環境
脱原発の
火を消すな!

HP <http://i-peace-ishikawa.com/>



PEACE石川 NO55 2017. 4. 17

発行 石川県平和運動センター
金沢市西念3-3-5 Tel076-233-2170

テロ等準備罪Ⅱ 共謀罪の成立を許すな!

過去3回にわたって廃案となった「共謀罪」を、「3年後に迫った東京五輪に向けてテロを含む組織犯罪を防ぐため」として今通常国会で安倍政権は「テロ等準備罪」と呼び名を変えて提出した。何としても押し通そうと「テロ」を無理やり入れて。私たちは、安倍政権のデマキャンペーンにだまされてはならない。現代の治安維持法と言うべきテロ等準備罪を、職場からの論議と大衆的な反対運動を通じて二度と上程されないよう葬り去ろうではありませんか。

呼び名に騙されなさい

「名称が悪いから反対された」として、戦争法を↓平和安全法制に、カジノ解禁法を↓統合型リゾート施設推進法にしたように、共謀罪を↓テロ等準備罪とした。しかし内容は共謀罪とほとんど変わらない。03年から3度国会に提出され廃案となったいわくつきの法案であり、捜査当局の思い一

つで、労働運動・市民運動を弾圧できるもの。日本の刑法では、犯罪に当たると行動を執行し、結果が生じれば罪に問われることが原則。しかも未遂であっても重い罪の場合は準備の段階で罪を問う「予備罪」がある。

「共謀罪」あなたも私も 監視対象！ 弾圧立法を、みんなの力で葬りさいますよ！

犯行なしで逮捕できる

ところが共謀罪は犯罪を相談・計画しただけで、実行していなくても逮捕などの取り締まりができる。これは警察当局によって「思想信条の自由」や「基

本的人権」が一方的に侵害されることになる。

「一般の方が対象になることはありえない」「対象犯罪を絞り込み」4年以上の懲役・禁固刑の676罪を277罪にし、限定的なものに改めたかのように押し出している。しかしその内実は、著作権法、窃盗、威力業務妨害、業務上横領、証券取引法、収賄など一般人が犯す可能性のある罪ばかりだ。

労組も犯罪集団に

しかも労組や一般人が「組織犯罪集団」に「一変」したと見なせば捜査を開始することできる「万能」法なのだ。

その意味では安倍政権に反対する団体・個人を「テロリスト」「反社会的勢力」と見なせば弾圧が可能であり、「公の秩序」の維持を持ち出して逮捕もできる。辺野古の海にコンクリートブロックが投げ込まれた山城沖縄平和運動センター議長は、微罪で逮捕された5ヶ月に渡り監獄につながれたが、これはまさに「共謀罪」の先取りと言わなければなりません。

現代の治安維持法!

かつて戦前・戦中と「アカ」の名の下に、治安維持法が労働運動を含めてあらゆる社会的活動の弾圧に猛威を振るった歴史を私たちは経験している。今、特定秘密保護法に始まり、戦争法が強行採決され、昨年5月の刑事訴訟法の改定(改定盗聴法・司法制度取引制度)にふまえて、打ち出されているテロ等準備罪は、まさに「戦争のできる国」日本を象徴するものである。

法案は4月14日から審議入りし、昨年のTPP、年金カット、カジノ法案のように、数の力で強行採決することは目に見えている。

5月山場に総決起!

5月連休前後にも衆議院での山場がやってきます。

大衆的な闘いで廃案に追い込まなければなりません。最後までがんばりましょう。



共謀罪を許さないデモ 3.19

改憲項目絞り込みの危険性

社会法律センター理事長 岩淵 正明(2月2日)

安倍首相は1月20日に召集された国会で行われた施政方針演説の中で、憲法「改正」について衆参の憲法審査会での「具体的な議論」を呼びかけた。改憲派が国会の3分の2を保っているうちに改憲原案をまとめ、18年後半の臨時国会までに改憲案を発議したいとの思惑が見える。仮に解散するとしても、解散まで時間に余裕があるうちに与野党による改憲議論を軌道に乗せ、改憲の道筋をつけたいのであろう。

改憲項目の絞り込みを始めてから改憲原案をまとめるまで、1年はかかると考えられているので、いわゆるお試し改憲のために当面は改憲項目の絞り込みの作業が進められることになる。これまで野党との交渉役を担ってきた船田元議員を衆院憲法審査会の幹事に復帰させたが、これも本気で絞り込みをするための布石である。

自民党憲法改正推進本部は、緊急事態条項・衆参両院の選挙制度・解散権の在り方・憲法9条などで勉強会を開くとしているので、これらが絞り込みの対象と考えているようだ。

しかし、絞り込みのためには国民の理解が得やすい

改憲項目も探ることになる。この点で、最近、注目されているのが「高等教育無償化」である。

最も前のめりで改憲姿勢を見せている日本維新の会は、教育無償化等の3本柱の改憲項目を掲げており、自公に維新が加われば、民進も議論に乗ってこざるを得なくなる。とみているのである。ただ、高等教育無償化は法律で改定できるのであるから、改憲する理由にならないことは言うまでもない。又、公明党は国会代表質問では憲法には一言も触れていないので、そう簡単に絞り込みがされるとも思えないが、高等教育無償化となると油断は禁物である。

民進党は予算通過後は議論自体には応じる姿勢を見せつつも、改憲項目の絞り込みに向けた議論には当面応じない方針で「立憲主義」など基本原理の議論を続けながら、政権のペースで進まないよう動きを足止めする戦略で、野党3党と「安倍政権下での改憲反対」で一致もしている。

しかし、今後もこの方針が続くのか、十分監視していなければならない。

共謀罪「反対」石川から 8団体が共同声明発表

石川県憲法を守る会など、「共謀罪」の趣旨をめぐり組織犯罪処罰法改正案に反対する県内の市民団体や青年法律家協会北陸支部は17日、改正案を国会に提出しないよう求める共同声明を発表した。声明には8団体が参加し、改正案が成立すると、市民団体さえも捜査当局の判断で犯罪集団とどうやら判別される恐れがある法案に、と指摘。恣意的な処罰が可能となり、市民の行動や思想の自由が失われるとして、憲法が保障する基本的人権の侵害になると訴えている。



記者会見で共同声明について話す九条の会・石川ネットの岩淵正明弁護士(左から4人目)ら=17日、金沢市大手町で

不当な

控訴審判決!

市庁舎前広場「使用不許可違憲!」訴訟高裁判決

17年1月25日、名古屋高裁金沢支部において、控訴

棄却の判決が下された。その内容は、私たち弁護団が、極めて不当であり、憲法解釈上も、また最高裁の判例理論にも反すると批判してきた一審判決をそのまま上塗りするものでした。

一審判決には多くの誤りがあり、主なポイントは次のとおりです。

①市役所前広場は、市役所庁舎建物と一体であり、その使用の許否については市に広い裁量がある。

②市の事務・事業又はこれに準じる活動以外を認めると、市が協力していると見られることで中立性を疑われ、市の事務・事業の執行が妨害されるおそれがある。

③したがって、市の事務・事業又はこれに準じる活動以外の活動のための使用を不許可とすることは裁量の範囲内で適法である。

④許可された護憲集会は、公務員の憲法擁護義に照らして市の事務・事業に準じるものであるから許可しても問題ないが、本件集会は市の事務・事業又はこれに準じる活動ではないので、市の事務・事業に支障が生じるおそれがあり、不許可とすることは問題ない、と。

控訴審における闘い

控訴審において当弁護団は、行政法学者である榊原教授（南山大学教授）の協力を得ながら、概要、次のような反論を展開した。

①について、そもそも市役所庁舎内の廊下や会議室などと市役所前広場は明らかに目的や使用方法が異なっており、同一に判断できない。

②について、呉市最高裁判決等を引用し、判例理論では具体的な支障の発生が現実的に想定されない限りは、集会の自由が重視されなければならない。

③について、市の事務・事業又はこれに準じる活動以外を不許可とすることは、表現（集会）の自由に対す

る不当な侵害であって憲法違反であり、呉市最高裁判決等の判例理論にも明確に反する。

④について、護憲集会と異なるとするのは、申請書の記載内容を形式的かつ抽象的に判断するものであり、実態を無視したこじつけである。

しかし、控訴審判決は、これらの反論を真剣に検討することなく、ほとんど無視するかの如く、一審判決の内容をほぼそのまま塗り替えた。このような不当な判決をそのまま放置するわけにはいきません。

私たちは、今後、争いの舞台を上告審（最高裁判所）に移し、これまで以上に尽力しなければなりません。

出前講座

組員・PEACE

ネット会員の皆様へ

5人揃えば講師を派遣します。申込みは平和Cへ

2017年度新代表挨拶

昨年、戦後71年目の7月、参議院議員選挙において自民党を中心とする改憲勢力が3分の2の議席を獲得しました。安倍首相は憲法を改正し、「集団的自衛権の行使」と「自衛軍」という抑

止力を持つことで平和が維持されるといった子供だましの理屈で、平和国家である日本を「戦争のできる国」につくり変えようとしています。また、在日米軍基地が集中し、戦闘機の爆音や米軍兵の犯罪などに苦しめられてきた沖縄では、

政府によって辺野古新基地や高江ヘリパッド基地の建設が強行され、反対運動を行う市民が、機動隊に強制排除されるなど、民意は完全に無視されています。この71年間、私たちは戦争で1人も殺さず、殺されずにきました。今日まで日本の平和が守られてきたのは、「戦争放棄」「国の交戦

権は、これを認めない」と定めた日本国憲法第9条と、その9条を守り、これまで平和を守ろうと懸命に運動を展開してきた諸先輩の皆さんや私たちの強い思いであります。

この間、県平和センターは、この戦争法を廃案に追い込むため県内各地の仲間をもとより、連帯する多くの組織とともに運動を展開してきました。今後も引き続き「稀代の悪法」の廃案に向けての闘いを継続していく決意を申し上げます。

また、東北では震災から6年を迎える今でも、被災地復興や原発事故処理がすすまず、多くの人たちが避難生活をしている状況にあります。しかし、原発事故の原因も究明されない中、川内原発のように、各地で原発の再稼働がすすめられようとしています。私たちは、安全で安心な生活を守るため、原発事故の教訓を忘れず、脱原発社会へ向けて更なる運動を展開していかねばなりません。

「平和と民主主義」を守り、「核も原発もない、安心して暮らせる社会をめざすために、私たちの運動が大きな形となるよう、県平和センターに結集する仲間の皆様のご奮闘をお願いいたします。共同代表としての決意とさせていただきます。共に頑張りましょう。

南 弘樹（北鉄労組）

「今闘わなければいつ闘うのだ」

歴代県平和センター代表の言葉が本当に今、突きつけられています。第17回総会以降、世界は大きく変動しています。大方の予想をひっくり返し、トランプがアメリカ大統領選に勝利した最大の要因は、最下層の労働者の怒りと怨

嗟を組織したものと報じられています。「アメリカ・フアースト」を叫び、既成政治への反逆と徹底した自己中が煽られることによって、

個々分断され日々の暮らしさえままならぬ数多の労働者が、大富豪トランプにドリームを託した。ヨーロッパ各国でも極右勢力が活性化しています。鬱積した労働者の不満を逆手にとり、困難な時代に救世主を装い、

かつてヒトラーが独裁者に登りつめたのと同じ状況が作られていることに背筋の寒さを感じます。

与野党による憲法審査会が開始し、昨年末にはTPP法案、年金カット法案、カジノ法案が立て続けに強行採決されました。にもかかわらず、安倍政権は依然として高支持率を確保しています。いったい誰が、安倍政権を支えているのでしょうか？

敵からの武力攻撃を前提にして南スーダンへ派兵された日本の自衛隊は、「駆けつけ警護」＝「交戦権」の行使が目前に迫っています。そして既成事実を作り上げた形で憲法改悪攻撃が加速するのは火を見るより明らかです。

沖縄名護市沖にオスプレイが墜落し、12年前、沖国大にヘリが落ちたと同じ対応を米軍が行ない、政府は事故隠しに加担しています。沖縄は植民地扱いされています。まさに安倍政権の戦争政策が沖縄に集中して現れています。私たちは苦悩する沖縄の仲間と連帯し支えあい、この石川の地において小松軍事基地強化に向けた一切の策動を許さず、

今年中に必ずや志賀原発の廃炉を実現しよう。本年は酉年、鬨の声をあげよう！マスコミが流す「働き方改革」に騙されるな！超格差社会は労働者の力で安倍政権を倒すことにしに解決しない。県平和センターに結集する全ての仲間とともに一歩前へ！

戦後最大危機

今年には戦後72年、日本国憲法が施行されて70年の節

目を迎えます。が、憲法理念を活かして行く強化が必要不可欠だと考えております。ただ、今のアベ政治のせいで、日本国だけではなく世界の国々も根底からひっくり返る年になる可能性があります。

11月11日のアメリカ大統領選では、人種差別、女性差別などの発言を繰り返してきたトランプ候補が勝利した。これに呼応するかのようになり、オーストリア自由党、フランス国民戦線をはじめ、欧州各国で極右政党が台頭してきています。大変危険な事態を懸念しなければなりません。

安倍政権は、中国、北朝鮮への敵視政策を続けており、アジア地域の緊張を高めています。そして、ついに「駆けつけ警護」という名目で南スーダンへ、武力行使を前提に自衛隊を派兵しました。国内外で戦争の危機が迫っています。

また、安倍政権の暴走を許している要因は、労働運動の弱さ、労働者の闘いが少ないことです。強行採決によって年金を減額し、介護保険改悪、TPP承認などをしてきた安倍政権を打倒する闘いを、労働組合が先頭に立ってたたかうことが重要です。そのためには、

青年たちの政治離れと無関心を克服し、青年・女性労働者の労働力平和運動への参加を拡大することが重要です。平和フォーラムを軸とした反戦平和の闘い、脱原発、差別・ヘイト行為根絶に青年労働者を中心とした取りが必要で

共により、民主、立法主義を守る為、私たち労働者のたたかいによって反動政権を打倒し、豊かな未来を切り開いていくため、頑張っていきましょう。

森憲一（全港湾労組）

△闘いの軌跡▽△当面の日程▽は、県平和CのHPでご覧ください。

発行が遅れたことをお詫びします。NT